

○佐野事務局次長 定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリンショットや録音・録画は御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、ここから議事の進行を内山座長にお願いしたいと思います。内山座長、よろしくようお願いいたします。

○内山座長 皆様、おはようございます。本日もよろしくようお願いいたします。

これから、第2回「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」を開催したいと思います。今日も朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いしたいと思います。

○佐野事務局次長 本日の配付資料は議事次第のとおりでございます。

資料1としまして、ロケ誘致・ロケ撮影の当面の検討課題について。事務局資料ということでございます。

資料2としまして、警察庁資料

資料3としまして、国土交通省資料

資料4としまして、法務省資料

資料5としまして、経済産業省資料となります。

以上でございます。

○内山座長 ありがとうございます。

それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。初めに、資料1について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○佐野事務局次長 それでは、事務局から資料1について御説明申し上げたいと思います。

まず、1ページ目でございますけれども、前回の会議においてプレゼンテーションいただいた方の御意見、それから委員からの御発言につきまして、簡単に要約をさせていただきます。

2ページ目でございますけれども、そういった意見を踏まえると、大きく5つに分かれるのではないかとということで、検討課題①から検討課題⑤までまとめて整理させていただきます。

それぞれにつきまして御説明申し上げます。次の3ページ目でございますけれども、まず検討課題①「許認可手続について」でございます。こちらにつきましては、今、関係省庁も含めてかなり前向きに取り組んでいただいていると承知をしておりますし、当然ながら撮影部隊のモラルの問題、住民理解ということが大前提になるということでもありますけれども、その上で前回いただいた意見を踏まえて、許認可手続について、いま一段の工夫ができないだろうかということでございます。

前回出た意見をまとめますと、許認可手続の簡素化、許認可手続の一元化、撮影許可の緩和、特別の措置、許認可の予見可能性の確保について御意見をいただいております、これについて現実的にどのような方策が考えられるかというところについて御議論を賜ればと思っております。後ほど関係省庁からもプレゼンテーションがあると思っておりますけれども、まずは①についてでございますけれども、少しブレークダウンしますと、例えば同じ県の組織内で許認可手続が完結する場合、これは県警や県道の道路管理者、消防等を含めてですけれども、そういった場合には申請窓口をある程度一元化することが可能なのかどうかというところで、既に御努力いただいている自治体もあろうかと思っております。

それから2つ目として、今度は撮影が県なり地域をまたがる場合に、同一作品の撮影におきまして同一省庁が所管する同一の許認可手続きにおいて、警察庁や国土交通省でありますけれども、そういった場合には申請窓口をある程度一元化することが可能かどうか。これも既にやられている事例はあるかもしれませんが、そのほか簡略化できる手続はあるかというところでございます。

2番目の許認可手続の一元化でございますけれども、省庁をまたがる許認可申請につきましては法律や申請基準が異なるものですから、それ自体を一本化することは制度的には困難であると考えられますけれども、例えば窓口機関で一括して申請を受け付けて、許認可手続を代行処理するようなことは実務上可能なかどうか。後ほどプレゼンテーションがあると思っておりますけれども、道路使用許可、道路占用許可の両方の申請が必要な場合においては、管轄する各管理者のいずれか一方を経由して申請することができるようになっていくと聞いております。この辺りは代行するような窓口の組織のキャパシティの問題、次の検討内容につながっていくことと思っております。

③と④についてでございますけれども、これも制度を変えるというよりは運用上の問題として工夫ができないだろうかということでありまして、特に誘致効果が高いと考えられる大規模な重点作品というのがあったときに、これは撮影の規模や国内での制作費を踏まえて年に数件程度のイメージということでもありますけれども、関係各所であらかじめ共有の上で決定をして、重点的に許認可手続をサポートするようなことは可能かどうかということでもあります。これはもちろんフルコミットメントするわけではなくて、個別にいろいろな事情があるので、最終的には各現場での判断になるかと思っておりますけれども、一旦応援すべき重点作品を決めた上で、それを優先的に応援していくということができないかということでございます。そういった重点作品を考えるに当たって、インセンティブ制度がございまして、そういったものとの連動というのは考えられるかどうかというところでもあります。

これも前回御意見いただきましたけれども、許認可の予見可能性を高めるために、特に撮影の要望が高い場所については、あらかじめ撮影可能な範囲というのを示したマッピングリストの作成や、実際にその場所で撮影が行われたという事例集やQ&Aみたいなものを作成していくことは可能かどうかというところが論点になってくると考えております。

次のページ、検討課題②でございます。これは日本におきまして海外制作会社からの問合せ窓口が必ずしも明確でないという指摘がございまして、海外の制作会社が日本でロケ撮影をしたいと考えたときに、一義的に対応するような組織が判然としないという指摘があるということでございまして、こうした指摘に対して体制整備なり明確化をどう図っていくべきかということでございます。

論点としましては、こういった問合せ窓口の機能をどこに持たせるのか、既存の機関を拡充するのか、あるいは何か新設するのか。例えば仮にJFCを窓口機関というふうに明確化した場合に、追加すべき人的リソースや財源をどのように調達するのか、そうした場合には関連の業界からのコミットメントをどこまで強化できるのか、その際、JFCの非営利機関としてのミッションとの関係をどう考えるか。海外では手数料を徴収しているという例もあると聞いておりますけれども、こういった手数料の徴収について、どう考えるべきかということでもあります。

海外の制作会社と日本の制作会社をつなぐ仕組みとしまして、公平性の観点を踏まえて、どういう方策が考えられるかということでございまして、例えば日本の制作会社をあらかじめリスト化しておいて、それを海外の制作会社に渡すということは可能なかどうかというところがございます。そのほかいろいろ意見をいただいておりますけれども、どういう機能の強化が望ましいかというところでありまして、先ほどの検討課題①でもありました許認可手続の代行のような話、積極的な海外広報ということでございます。FCや民間企業を含めたロケ撮影の対応窓口のフローチャートをまずは作成して明確化していくということは考えられますけれども、そういった手法は有効なのかどうか。これはガイドラインのほうで落とし込んでいくということかと思えます。

以上が検討課題②でございます。

検討課題③でございます。補助金制度についてということでありまして、前回も説明がありましたけれども、インセンティブ制度は今年度から立ち上がったということでございますけれども、前回までの御意見を踏まえると、申請時期が遅くて申請期間が短かったとか、単年度予算で3月を超えての撮影が不可であるとか、小規模作品に対する仕組みがないという御指摘をいただいているということでございまして、今の補助金制度の枠組みの中でどういった方策が考えられるかというところでもあります。

後ほど経済産業省からプレゼンテーションがあるかと思えますけれども、今の制度を前提にしますと、財政民主主義の観点から予算の単年度主義というのがまず原則になっています。そういう制約がある中で最大限対応するとすると、どういう方策が考えられるかということでございまして、申請者にとって使い勝手をよくするために、例えば随時募集や募集時期の早期化、募集の複数回数化などの工夫でどこまで考えられるかというところがございます。こちらについては後ほど経済産業省から説明があると思えます。

小規模作品については、基本的には誘致効果が高い大規模作品が優先でありまして、あくまで予算次第ということであると思えますけれども、仮に小規模作品を対象とするとし

て、誘致効果が特に高いものというのは何かというところを整理する必要があるかと思っております。

5 ページ目が検討課題④「スタジオ整備について」でございます。これも前回、いろいろ御指摘をいただいたところでありまして、撮影スタジオが慢性的に不足している。特に海外の制作会社が必要とする大規模スタジオが日本にはない状況であるということでもあります。

一方で、最先端の技術を備えたバーチャルプロダクションスタジオの需要が世界的には拡大していて、日本ではSONYが常設のそういったスタジオを開設したというところがございます。海外作品のロケ誘致の観点で、スタジオ整備についてどう考えるかということでございます。

その下に参考スタジオ情報ということで、必ずしもこれは最新のものではありませんし、網羅的なものではありませんけれども、事務局で少しリストアップをさせていただいております。

その上で論点でございますけれども、現状活用可能なスタジオの規模に照らしまして、今後の見通しを踏まえてどれぐらいの規模が不足し、どういった先端技術のものが不足し、あるいはどういった場所であるべきなのかというのをまず明確化して進めていく必要があるのではないかと考えております。

基本的には民間企業や自治体による取組が主体になると考えられますけれども、それでもなお不足する部分について誰が担うべきなのかというところがございます。例えばある種の「共有財」と捉えて民間企業の合同での取組というのはいり得るであろうかというところであると思っております。

また、撮影だけではなくてクリエイターなどのインキュベーション機能の重要性も指摘されているところでありまして、このスタジオ整備と併せてどのように考えていくべきなのかということがございます。その上で国なり地方公共団体の支援策としてどういうことが考えられるか。これはやや中期的な課題ということでもありますけれども、大きな論点になるのかなと思っております。

その次のページが検討課題⑤で、ガイドラインの改訂についてでございます。令和2年8月にガイドラインを取りまとめましたけれども、一定期間が経過しておりますので、さらにロケ撮影の円滑化促進のためにフォローアップ・改訂をしていき、関係者間でより普及に努めまして、相互理解を深めていく必要があるのではないかと考えております。

論点として、ガイドラインにはどういった情報を記載すべきかというところで、これまでヒアリング結果等が出された意見ということで下に参考で書いてございますけれども、日本と海外の文化や制度の違いを相互理解するための記載、現状かなり関係省庁にも前向きに取り組んでいただいておりますので、そういったものの好事例集をアップデートして皆で情報共有するということや、逆に制作者側が留意すべき事項をアップデートするといったことがございます。

そういったことを通じまして、矢印で書いてございますけれども、制作会社の許認可と申請時期についての理解不足やルール遵守の徹底、あるいは長期滞り場所や機材置き場の確保、スタッフのマナー、FCの存在意義・役割の周知等といったものの解決を図っているのではないかと。それから、許認可手続情報について、例えばドローンの申請などといったもののアップデート、地域住民の理解促進や地域振興につなげるための事例、今は記載がありませんけれども、補助金制度、タックスベネフィットに関する記載といったものがこれまで指摘をいただいているところでございます。

そうした上で、ガイドラインの周知方法としてステークホルダーごとにどういった方策が考えられるのかということをごさしまして、例えば分かりやすい要約版の資料を作成するとか、パンフレットを作成するとか、英語版のガイドラインを作成するといったことがあろうかと考えております。

以上、これまでの議論を踏まえまして大きく5つにまとめて少し論点を分解したというところをごさしまして、本日の議論の中でも、こうした点について御意見を賜ればと思っております。

事務局からの説明は以上です。

○内山座長 どうもありがとうございました。

今日は後半にこの5つの論点について御議論いただきたいと思っておりますので、ネタをため込んでおいてくださいというお願いを事前におきます。前半はこの後、関係省庁から前回の御要望なり課題に対しての御回答をいただくという形になっております。

それでは、関係省庁からのヒアリングに移りたいと思っております。本日は第1回の実務者懇談会において委員の皆様から出された許認可手続や補助金制度に関する御質問等について、警察庁、国土交通省、法務省及び経済産業省から御発表をいただきます。委員の皆様におかれましては、ヒアリングにより御知見を深めていただいた上で御議論に入りたいと思っております。4省庁からの御発表の後、質疑応答の時間という形になります。

それでは初めに、資料2に基づきまして、警察庁より10分ぐらいで御発表をお願いできればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○警察庁 警察庁でございます。よろしくお願ひいたします。

私、警察庁の交通規制課で課長補佐をしています、宮地と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、ロケ撮影に係る道路使用許可手続につきまして、現状こういうことをやっているという話でありましたり、前回ありました御指摘などを踏まえた今後の方針について一般的なことを御説明させていただきます。

まず、投影させていただいております資料を御覧いただければと思っております。ロケ撮影につきましては、警察としては道路使用許可手続が円滑に行われるように配慮した運用を実施しております、都道府県警察に指示を行っております。具体的には、フィルムコミッションとの連携や、事前相談がなされた際の助言や情報提供に加えまして、大規模な撮影

時の警察本部の関与を行うように指導を行っております。

また、フィルムコミッションを取りまとめておられますジャパン・フィルムコミッションが毎年7月に主催しております研修会には、警察庁の交通規制課の職員、去年は私が参加させていただきましたが、私が赴きまして、傘下のFCの方々が概ね100人ぐらいいらっしゃったかと思いますが、FCから来られている方々が受講されていますが、こうした方々に道路使用許可関係手続についての講義を行うなど、円滑な道路使用許可手続の実現に向けて警察庁としても最大限の協力を行っているところです。

今後も円滑な手続で安全にロケ撮影が実施されるにはどのようにしたらよいのかという観点から、ロケ撮影を実施される皆様方と共に警察も検討を行っていくというスタンスで臨んでまいりたいと思っております。ですので、まずはFC経由などで前広に都道府県警察に御相談いただくと、その後の道路使用許可関係手続がスムーズに進むかと考えております。

次に、第1回の懇談会やこれまでの内閣府によるヒアリングにおいて出ている御意見についてお答えをしたいと思います。

まず1点目としまして、管轄をまたぐ申請について窓口を一本化してほしいという御意見があったかと思えます。これにつきましては、道路交通法77条1項の規定によりまして、道路使用許可を要する行為に係る場所が同一の都道府県内の複数警察署の管轄にわたるときには、そのいずれか1つの所轄警察署長の許可を受けることで足りるとされているので、これに該当する場合がございます。また、複数の警察署が関係する大規模なロケ撮影については、事前にその県を管轄しております警察本部がFCからロケ撮影の内容等について説明を受けまして、関係警察署に対して情報提供を行うとともに、その内容・規模などについて関係警察署に対して指導・助言を行ったり、申請者と警察署の間の協議に警察本部も参加して必要な調整を実施したりすることなどによりまして、円滑に手続が進むように警察としては努めております。

次の御意見として、どういった場合に許可が出るのかあらかじめ示してほしいといったものがあつたかと思えます。これにつきましては、ロケ撮影の実施場所や時間、形態などにより、周りの一般の交通の妨害となる程度も千差万別である上、その地域にお住まいの住民の方々、また、道路を利用される道路利用者の方々との合意形成の状況も必ずしも一律ではないことから、警察署長が個別具体的に許可を行う必要がありますので、このようにすれば必ず許可が出るというものを一律にお示しすることが困難であることは御理解いただければと思えます。

他方で、事前相談があつた際には、その申請を行っているロケ撮影が実現するにはどのようにすればよいかという前向きな提案を行うように都道府県警察を指導しているところであります。ですので、支障事例がある場合には、随時内閣府でしたりFCなどを通じてぜひ情報提供をいただければ幸いです。

次に、東京23区内では自動車を使ったロケに係る道路使用許可が下りるケースが極め

て少ないといった御意見があったかと思えます。これにつきましては、今、お話ししましたとおり、個別の撮影内容により交通の妨害の程度が様々ですので、許可が出るか出ないかというのは個別具体的に判断せざるを得ないということではありますが、他方で、一概に自動車を使った撮影に許可が出ていないというわけではないと東京を管轄している警視庁から聞いております。ですので、これについても同様に、支障事例がある場合にはぜひ情報提供いただければ幸いです。

他方で、ちょっとお願いしたい点なのですが、場合によりましては、地域住民の方々の合意形成や交通渋滞を緩和するための迂回措置、迂回路の設定、もしくは警備員を配置したりといった措置を交通の安全と円滑を確保するための観点からロケ撮影される方々にもお願いする場合もございますので、そうした場合にはぜひ御協力をいただければ幸いです。

次に、歩道において移動撮影に使うレールやカメラの三脚が使えないルールになっているのではないかという御意見についてお答えいたします。道路使用許可の観点からお答えいたしますと、少なくとも確認しました東京都内においては、道路使用許可の警察が持っているルールの観点から、そういったルールがあるということは承知をしておりません。

次に、大規模撮影というカテゴリをつくって、許認可において類型的な判断をすることは検討できないかという御意見についてでございます。これにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、ロケ撮影の実施日時であったり場所などにより交通の妨害になる程度が千差万別であることから、一律に大規模撮影というカテゴリをつくって類型的に判断をするということは困難でありますので、そこは御理解いただければ幸いです。

他方で、これはロケ撮影に限った話ではございませんで、ほかのイベントをやる際にも、イベントの規模の大小以外にも日時や場所などにより一般交通に及ぼす様々な影響を踏まえて許可を行う必要があるためということで、別にロケ撮影に限った話ではございません。

他方で、重要な点でございますが、繰り返しになりますけれども、撮影を実現するためにはどのようにしたらよいかという前向きな提案を行うように都道府県警察を指導しておりますので、引き続き指導してまいりたいと考えております。

続きまして、大規模撮影の際に許可手続の円滑化が図られるように配慮できないかといった御意見についてお答えさせていただきます。大規模なロケ撮影への対応については、警察署から都道府県を統括しております警察本部に報告・相談がなされるように随時指導しているところでございますので、引き続き適切な対応がなされるように努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど来申し上げております地域住民や道路を使用される方々との合意形成がうまくなされた事例や、FCとの連携によりまして手続が円滑になされた事例などを各都道府県警察における好事例として警察内で共有することなどによりまして、各都道府県警察における許可手続がさらに円滑化するように努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、大規模撮影時に制作者に対して、どのようなことを警察からお願い

するのかといった御質問についてお答えさせていただきます。これについてもケース・バイ・ケースでございますので、一律に必ずこういったことをお願いするというをお示しするのはなかなか難しいところですが、一般的に申し上げますと、ロケ撮影をされる方々に対しましては地域住民や道路利用者との合意形成、迂回路の設定、交通総量（周りで自家用車を使われる一般の方々の交通量）を抑制するための事前広報に加えまして、撮影をされるために使用する道路の必要な箇所に責任者や自主整理員を配置していただくといった交通の安全と円滑を確保するための諸対策を講じていただくことをお願いする場合がございます。

最後に、ロケ撮影につきましましては、誘致をすることによって地域の魅力が広く発信されてきて、観光客が増加したり、地域の経済の活性化に資するなどの様々な効果が見込まれるものでございますので、社会的に極めて有用なものであると警察としても考えております。

他方で、ロケ撮影の場所、時間、形態などにより交通の妨害の程度も様々でありますし、先ほど来申し上げておりますとおり、関係者との合意形成の状況も踏まえながら対応を検討する必要がありますので、我々といたしましても、FCが担われている取組が非常に重要であると考えております。加えまして、ロケ撮影を実施される方々には十分な時間的余裕を持って事前相談をしていただければ、その後の手続がスムーズに進みやすいと考えております。

警察としましては、円滑な手続で安全にロケ撮影が実施されるためにはどうしたらよいかという観点から、FCやロケ撮影をされる方々と一緒に考えるという基本姿勢で臨み、適切な助言や情報提供を行うなど、必要な支援を今後も行っていきたいと考えております。

以上で御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○内山座長 どうもありがとうございました。

続きまして、資料3に基づきまして、国土交通省より同じく10分程度で御発表をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○国土交通省 国土交通省道路局です。

各制度が多岐にわたっておりますので各担当ごとに説明させていただきます。

まず、道路占用許可について御説明させていただきます。まず制度の概要を説明させていただきますと、道路占用とは、道路上に電柱や看板などの物を設置する場合に道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路占用」と言わせていただいております。道路を占有しようとする場合には、道路を管理している道路管理者の許可が必要という制度になっております。道路の占有許可につきましましては、各道路の状況により公共性、計画性、安全性等を勘案して許可を行うなど、道路管理者の一定の裁量をもって運用させていただいているところでございます。

今回いただきましたロケ撮影の関連で言いますと、撮影に際しまして一定期間道路上に施設等を設置する場合には、先ほど警察庁から御説明のありました道路使用許可に加えま

して、道路占用許可申請が必要になる場合もございます。道路占用許可につきましては、道路の状況が場所によって様々であるため、各道路の状況を踏まえて道路法の規定に則り、個別具体の対応という形で道路管理者が判断をしているところでございます。

一方で、「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」にも記載させていただいておりますが、道路占用許可と道路使用許可の両方が必要になる場合については、両申請について道路管理者又は警察署長のいずれか一方を経由して一括して申請を行うことも可能という制度になっております。また、この点につきまして、ガイドラインにつきましては各道路管理者にも周知しているところでございます。

引き続き、占用者のニーズを踏まえまして、どのような対応が可能かについて検討してまいりたいと考えております。

○国土交通省 続きまして、物流・自動車局からお話しさせていただきます。

資料には入れておりませんが、道路運送車両法関係についてお話しさせていただきます。劇用車の運行及び劇用車をロケ現場まで回送するための臨時運行許可につきましては、令和2年のガイドラインに沿って運用しておりまして、現場の声や今回いただいた意見、質問事項を拝見いたしましても特段の支障は出ていないものと認識しております。つきましては、道路運送車両法関係の劇用車の運用に関しましては、事例集等の作成は不要と考えております。

以上です。

○国土交通省 続いて、航空局からでございます。

4 ページ目のおり、空港における撮影と、ドローンを使った撮影について大きく2つ御意見をいただいていたと思います。

次のページ、まず空港における撮影でございますけれども、空港においては、例えば国であったり、自治体や民間会社であったりという空港の管理者が、保安検査の後のような制限区域の内側と、一般エリアの両方で許可を行っています。まず一般エリアに関しましては、旅客の動線や混雑の予防などに必要な事項について、検討しなければならないということになってございます。そういった観点から、一般のエリアであっても、そこで撮影をするというときには空港管理者として気にする事項がいくつかございます。先ほど申しましたような旅客への影響や、もしくは旅客がいない時間であっても警備員を配置するべきか、といったことを空港管理者としては気にしています。

もう一つ、制限区域の中については、まさにこちらは航空機の安全な運航を担保する上で、保安の関係でも例えば必要最小限の人数で撮影を行うことや、もしくはセキュリティ関係情報の映り込みがないように確認しながら管理するといったことが必要になってございます。

こういった観点は、空港ごとに状況が違いますので、一定のルールをつくるということとはなかなか実効性がない部分もあるかと考えてございますので、空港管理者の様々な視点を御理解いただいた上で御相談いただければ、調整がスムーズになるかと考えているとこ

ろです。

一方で、下にありますとおり、最近、撮影には制限区域の内外を合わせて協力をさせていただいているところですので、我々も引き続き可能な限り対応を検討してまいりたいと考えてございます。

○国土交通省 続きまして、ドローンの関係で2つ御要望をいただいているところでございます。

1つ目が航空法に係るドローンの申請の最新情報を知りたいというところでございます。航空法に関するドローンの申請に当たっての最新情報については、今、6ページ目に表示させていただいておりますホームページにおいて御覧いただくことができます。また、こちらのページから英語のページに飛ぶこともできますので、御確認をお願いできればと思います。

また、先ほど内閣府より御説明がございましたが、令和2年に策定されたガイドラインを更新するに当たって、内閣府における更新作業に当たって航空局としても更新作業に協力して対応していく所存でございます。

また、2点目の御要望といたしまして、航空法に係るドローンの許可承認手続を迅速化してほしいというところを御要望いただいているところでございます。こちらについては、現行のドローンの許可承認手続として、標準処理期間といたしまして10開庁日と御案内をさせていただいておりますところでございますが、今後、当該期間について短縮を図っていく予定としておるところでございます。

なお、一部の飛行形態を除いて認証を受けた機体を操縦する場合、ライセンス技能証明を有する者がドローンを操縦する場合には、許可承認手続を不要とする制度となっております。

他方で、申請内容に不備が多い場合や催し場所上空を飛行するなど、地上の第三者の安全確保を十分に確認する必要がある飛行については、申請者とのやり取り等において時間がかかるケースもございます。いずれにいたしましても、航空法に基づくドローンに関する各種申請や申請システムについては、利用者の皆様の利便性向上やシステム上のエラー等の改善に向けて、これまで適宜システムの改修を実施しているところでございますが、今回いただきました御意見も踏まえまして、引き続き利用者視点に立ったシステムの改修に対応してまいる所存でございます。

ドローンの関係は以上になります。

○国土交通省 続きまして、鉄道でございます。

鉄道の対応につきましては、資料のほうで対応案のところを書かせていただいておりますけれども、第1回懇談会における松崎委員からのプレゼンテーションを踏まえまして、国土交通省において首都圏で鉄道を運行してございますJR東日本と東海道新幹線を運行しておりますJR東海の2社に対しまして確認を行いましたので、その結果について御報告申し上げます。

JR東日本からは、同社のロケーションサービスというものの利用を前提としたものではございますけれども、利用者への影響等々を考慮した上で、営業列車であっても一律でお断りをしているというわけではなくて、過去にロケの実績もあるという回答のほか、車庫や貸切列車でのロケ撮影につきましても、同じく同社のロケーションサービスの利用を前提としたものではございますが、一定の条件を遵守した上であれば撮影は可能であるという旨の回答をいただいております。

また、JR東海からは、東海道新幹線は日常的に多くの旅客が利用しているという実態がございますし、それから、快適な車内サービスを提供するという観点もございまして、車内での撮影については条件を設けて対応しているということでございまして、もしロケ撮影したいという相談があるような場合には、サービス相談室という窓口がございますので、そちらに問合せをいただきたいという回答をいただいております。

代表的な2社に取材をしたところでございますけれども、各鉄道事業者においても個別事案に応じて対応しているということでございますので、相談があれば、そちらの窓口に相談をいただければと考えてございます。

鉄道の関係は以上でございます。

○国土交通省 最後にコンテナターミナルの関係で港湾局より説明させていただきます。

御意見として、平日は操業している等の理由から土日の限られた時間しか撮影できない、もう少し柔軟な対応ができないかといただいております。こちらにつきましては、コンテナターミナルで操業している観点もありますので、どうしても操業との調整が必要となるところは御理解いただけたらと思っております。

なお、土日に限られるという御意見をいただいたところではございますが、撮影については土日に限られるものではなく、資料中に一部の事例ではありますが、土日に限らず撮影している事例も掲載しております。撮影に当たっては個別での調整になるかと思っておりますので、撮影したい港に御相談をいただけたらと考えております。

港湾につきましては、コンテナターミナルに限らず緑地などを含めて撮影は魅力発信となると考えておりますので、できる限りの対応はしていきたいと思っております。

港湾の関係は以上となります。国交省関係も説明は以上となります。

○内山座長 どうもありがとうございました。

続きまして、資料4に基づきまして、法務省より同じく10分程度で御発表をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○法務省 入管庁の在留管理課で在留審査調整官をやっております、北山といいます。よろしくお願いたします。

まず、資料4に基づいて、在留資格「興行」について簡単に御説明をさせていただければと思います。資料4を御覧ください。最初のところで、まず法律上の在留資格に該当する活動ということで書いてございます。これをそのまま読み上げますと、演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動が「興行」に該当する活動だとい

うことになってございます。より詳しく言いますと、法律上はこうなった上で、省令でさらに3つに分かれておりまして、資料の中段の1で、外国人の方が演劇、演芸、歌謡、舞踏又は演奏の興行に係る活動を行おうとする場合という一つのケースがございまして、これはダンサーの方やコンサートで歌手の方が日本にいられて活動をされるような場合に当たるわけでございます。

次にその下の2の2号のところ、外国人の方が演劇、演芸、歌謡、舞踏又は演奏の興行以外の興行に関わる活動を行う場合はプロスポーツ選手の方などがこの活動に当たります。最後に3で、(1)から(4)のいずれかに該当する芸能活動を行おうとする場合ということで、(2)のところ放送番組又は映画の製作に係る活動という形になっておりまして、今回御議論になられているロケ撮影の部分のところがこの活動に当たってくるという形になってございます。こういった「興行」という形で一つの在留資格なのですが、3つの活動があるという形になってございまして、したがって、必要な書類というのもそれぞれ全く同一というわけではなくて、それぞれの活動によって異なっております。

もう一枚おめくりいただきますと、具体的に必要な書類というのが書いてございますが、1号というのが先ほど御説明いたしましたように例えばコンサートに歌手として来られるような方の書類という形になるわけでございますが、一方で3号というのが今回のロケの撮影ということで、最後のページに入っております。3号のほうを御覧いただきますと、申請書や写真、返信用の封筒は当然必要なものでございます。それ以外のものにつきましては4つ必要であるという形になってございまして、1号に比べて提出書類は非常に簡素な形になっておるものでございます。これらの資料につきましては、すべてホームページで公表して明確化を行っておるものでございまして、申請者の方はこれを見ていただいて必要な書類を整えていただいて、特に問題なければ許可になるという形で運用しておるところでございます。

いただいた御質問についていくつか話をさせていただきますけれども、一つは1号と3号の必要書類の違いについて明確化していただきたいという御質問がございました。これにつきましては、先ほど御説明いたしましたように必要書類につきましてはホームページで御案内差し上げておるところでございまして、違いの部分は比較していただければ一目瞭然ということで、3号のロケの撮影のところは非常に簡素化されておるという形になっておるところでございます。

それから2つ目の御質問のところ、これは興行ではなくて短期滞在という在留資格で、ロケハン・シナハンが実施可能なのかという御質問がございました。撮影の前に日本で撮影を行わずにロケハン・シナハンのみを行うことを目的に入国される場合につきましては、短期商用という目的での短期滞在の在留資格に該当するという形で考えておるところでございます。

3つ目にいただいた御質問で、更新についての御質問がございました。天候等の事情で

予定どおりスケジュールを消化できなかつたので更新が必要であるという場合はどうすればよいのかというところでございます。これにつきましては、在留資格の「興行」に限った話ではございませんけれども、入国時に決定された在留期間を超えて在留を希望される場合につきましては、各地方にございます地方入管のほうで在留期間の更新許可申請をしていただければと思います。更新許可につきましては、法律上は更新を適当と認めるに足りる相当の理由がある場合については許可されますよという形になってございますので、在留期間の更新許可申請をしていただく際に在留期間の更新の理由を明らかにして申請を行っていただくということが重要であるということで考えてございます。

今回、御説明するに当たって、事前に私どもの中で一番申請件数を扱っている東京入管のほうで実情はどうなのだというところで確認はいたしましたけれども、不許可になることも全くゼロではないのですが、基本的には最初の更新前の在留でそもそも全く活動を行っていなかったとか、あるいは申請にあった活動とは全然違う就労活動をやっていたみたいなそもそも在留状況がよろしくないというのは当然不許可になるわけでございますけれども、基本的にはちゃんと合理的な御説明をしていただいで、申請書類を出していただければという話でございますので、もし何かこういうものがあるという事例があれば、教えていただければ非常に助かるところでございます。

次の御質問といたしましては、御質問というよりは御提言という話なのであると思うのですが、「興行」という在留資格の中に撮影以外にもコンサートで来られる歌手の方やダンサーの方、プロ野球選手の方などがいろいろ入ってございますので、興行ではなくてロケハンや映像制作に特化した在留資格があってもよいのではないですかという御提言をいただいております。私どもといたしましては、先ほど申しましたように、例えば演劇等の興行を行うような活動をなされる方、それから映画の撮影などを行う方につきましては、同じ「興行」の在留資格に該当するものではございますけれども、それぞれ異なる基準で審査を行っているもので、提出資料についても違うという形になっておるものでございますし、それから映画の撮影など、映像制作を行う場合の基準につきましては、演劇等の興行に係る活動を行う場合の基準に比べて簡易な要件という形になってございまして、現時点でも先ほど冒頭で御説明いたしましたように活動の内容で区別して取り扱っておりますので、別の在留資格という形で認める必要性というのは、私どもは乏しいものということで考えておるところでございます。

それから、撮影という形には入らないのですけれども、撮影をしない形で日本に短期間滞在して行う視察や市場調査などのいわゆるロケハンのみを行うことを目的に入国される場合につきましては、先ほど御回答申し上げましたように短期滞在の在留資格に該当するのではないかと考えておるところです。

したがって、興行あるいは短期滞在の在留資格という今あるもので活動できるという形でございますので、新たな在留資格をつくるというところまでの必要性は今のところないのかなという形で認識しておるところでございます。

あと、先ほど事例集やガイドラインを作成して許可事例や不許可事例を明らかにしてほしいという御要望がございました。この御要望につきまして、いろいろと踏まえて作成の可否について検討してまいりたいと考えておるところではございますけれども、基本的には現場のほうにきいても不許可というのが多いわけではないようでございますし、それから、そこはこういったものがあるということで、具体的に何か教えていただければ、非常に助かるところでございます。

最後に、申請手続の簡素化ができないかというところでございますけれども、そもそも申請書類自体が既に少ないものでございますけれども、さらにその上で、ロケというところと非常にたくさんの方がいらっしゃると思いますので、そういった同時に複数の方の申請を行う場合につきましては、各申請の方で共通の種類であれば、代表者の方で添付していただければ足りるという形は現状でも既にやっておるところでございます。

それから、オンライン申請というところにつきましては、既に窓口に出向くことなく申請することができるという形になっておりますし、私どももぜひ使ってくださいということで推進しておるところでございます。

在外公館で査証を取る時に在留資格認定証明書という書類が必要になってくるわけでございますけれども、これについても書類ではなくて電子メールによる交付も可能とするような形で、これまでも皆さんに便利に使っていただくように工夫を進めておるところでございますので、引き続きよろしくお願いたします。

私どもの説明は以上でございます。

○内山座長 どうもありがとうございました。

続きまして、資料5に基づきまして、経済産業省より5分程度で御発表をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

○経済産業省 経済産業省のコンテンツ産業課でございます。インセンティブについて御説明申し上げたいと思っております。資料といたしましては資料5ということで御参照いただければと思います。

先ほど知財事務局からも御紹介をいただきましたけれども、知財事務局での実証調査の結果を踏まえまして、令和4年度補正予算から経済産業省のほうで海外制作者向けのインセンティブ補助金について措置を行ってございます。2年目となる令和5年度補正予算につきましても継続して予算措置を行ってございまして、お示ししておりますのは令和5年度補正予算によるロケ誘致補助金の概要でございます。令和4年度と同様に、海外大型作品の誘致によって映像産業の振興、地域の振興、さらにはインバウンドの増加を促すことを目的として予算措置を行ってございます。

それぞれの事業概要でございますけれども、まず対象とするコンテンツでございますが、国レベル、政府レベルでのインセンティブ措置といたしましては、大きく日本経済、また、日本の映像に裨益する作品を対象とするという観点から、大型の海外映像作品を対象とさせていただきます。

具体的には応募要件のところを御参照いただければと思いますが、赤字でお示しておりますように、日本国内における直接制作費 5 億円以上の作品、それから総制作費 10 億円以上かつ日本国内における直接制作費 2 億円以上の作品、あるいは公開、配信、放映又は放送等を行う予定としている国が 10 か国以上であり、かつ、日本国内における直接制作費 2 億円以上の作品ということで要件設定をさせていただきます。いずれかに該当する映像作品を対象としているということになってございます。

また、補助金額の上限・補助率でございますが、右上の箱に書かせていただいておりますように、補助率は 2 分の 1、一案件につき最大 10 億円を補助する形としてございます。なお、応募要件の②にございますように、経済産業省として産業振興の観点から実施するものとしたしまして、国内映像産業への裨益というのは極めて重要な視点であるということと考えておりまして、要件に反映をさせていただいております。

具体的には、国内の映像産業に裨益する取組を行うもの、例えば撮影に当たって研修など人材育成を実施するもの等については、審査の段階で加点を行うこととしてございます。また、2 年目となる今年度実施分からでございますけれども、ロケ撮影に付随するポストプロダクションの作業、とりわけ VFX 等を活用する高度な編集作業等を併せて日本国内で実施していただける作品について加点をするというところで、一過性の撮影にとどまらず、しっかりとプロダクションの作業まで日本国内で実施いただける作品を誘致するという方向性をお示しさせていただいております。

最後でございますけれども、前回の御議論の中で申請時期が遅い、また、申請期間が短いといった御指摘がございました。2 年目となる今年度、この点についても工夫をしております。速やかに公募を開始することとしてございます。実はちょうど昨日、今年度の公募要項を公開させていただいておりますけれども、左下の応募スケジュールにございますように、来週 3 月 4 日から応募受付を開始することとしてございます。したがって、3 月中には 1 回目の公募分の採否を決定することとしておりまして、最大で 2024 年 4 月から 2025 年 1 月末までの約 10 か月間の事業期間を確保できる見込みとなっております。

また、第 1 回目公募には間に合わなかったとする案件向けに、今回は 3 回分公募回を設定してございまして、単年度主義という国の会計制度の制約がある中ではございますけれども、その中でも最大限可能な工夫をさせていただいているところでございます。

なお、詳細な要件等は公募要項につきまして事務局である映像産業振興機構のホームページから御参照いただける形としておりますので、御関心に応じて御確認いただければと思っております。

経済産業省からは以上でございます。

○内山座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑の時間とさせていただきたいと思っております。まず、関係省庁の御発表に対する御質問を先に優先してさせていただきたいと思っております。御質問のある方は挙手をいただく

か、あるいはお手元の挙手ボタンでお知らせいただければと思います。どなたでも結構です。いかがでございましょうか。

堀内委員、お願いします。

○堀内委員 角川大映スタジオの堀内でございます。

経済産業省にお伺いしたいのですが、海外からの映画という定義は、日本と海外の国が共同制作をしている映画にも適用されるということで間違いないでしょうか。いわゆる合作映画です。

○内山座長 では、経済産業省、お願いしてもよろしいでしょうか。

○経済産業省 御質問ありがとうございます。

御指摘の点ですけれども、国際共同制作も対象になるということになってございます。ただ、外部審査委員会の中で、どの程度の出資比率かといった点については個々具体の作品で審査をさせていただくことになろうかと思っておりますけれども、国際共同制作であるから排除するというだけでは全くないということでございます。

○堀内委員 ありがとうございます。

○内山座長 先ほど押田委員が手を挙げていらっしゃったかと思いますが、大丈夫でしょうか。

○押田委員 いくつかあるのですけれども、話を聞いていると、この国はものすごく撮影がしやすい国のように聞こえるのですが、結局いろいろなシステムが可能になっているけれども、運用がされていないということが実態なのだと思います。

先ほど例えば車両の撮影に関して一切許可を出さないということはないとおっしゃっていましたが、実際にそう言っている現場の方が現実にいらっしゃるのです。いくつかある中で、僕は許可の窓口を一本化というのはもう無理であると思っているので、言うところにはサービスプロダクションで映画を作っている国なので、それはサービスプロダクションがやればよいのではないかと思うのですが、つまり中央省庁の方々が思っていることと現場の方々が思っていることにおそらく乖離がある。

例えば東海道新幹線は車内での撮影については条件を設けて対応していると言っていますけれども、絶対に貸しません。絶対に貸さないのです。だって貸さないと言っているのです、うちは撮影許可していませんとまず第一声で言いますから。省庁が東海道新幹線にきくと、うちは撮影事例もありますと。それはあるかもしれないけれども、東海道新幹線のCMであると思います。例えばそういうことが実際に起こっている。僕らがそういうことを言ったときに、省庁と現場の乖離みたいなものを省庁が埋める算段は実際にあるのですかというのが僕の質問です。

以上です。

○内山座長 ありがとうございます。

これは誰も答えにくい御質問のような気はいたしますけれども、もし事務局及び4省庁の中でお答えできる方がいらっしゃれば、何かお答えいただければと思います。

○佐野事務局次長 知財事務局からお答え申し上げますけれども、先ほどの資料1の検討課題①のところに戻るのでございますけれども、その中で一つ我々のアイデアとしてあるのかなと思っておりますのは、先ほど申し上げましたけれども、誘致効果が高いと思われる非常に重要な大規模な重点作品というものを、応援すべきものをあらかじめ関係省庁で共有して決めて、それについては個別にはいろいろとあると思っておりますけれども、応援するというある種お墨つきという言い方が適切か分かりませんが、それを決めることによって少し現場のほうも動きやすくなる場所はあるのではないかなというのは一つのアイデアということで考えてございます。

以上です。

○内山座長 ありがとうございます。なかなか本筋なお答えにはならないと思っておりますけれども、前進していくしかないかなという気はいたします。

杉原委員がお手を挙げていらっしゃいますので、お願いします。

○杉原委員 ありがとうございます。

2つ、一つは入国管理庁と、もう一つは警察庁なのでございますけれども、まず一つは日頃からお世話になっておまして、入国管理、ありがとうございます。今いただいた中でいくつか質問とコメントをさせていただければと思います。まず、非常にありがたいことは、シナハン・ロケハンが短期滞在でよろしいということで、これは非常にありがたいことであると思っておりますので、どこかに明記をしていただくことは可能かと思っております。やはり口で伝えるというよりも明記をしていただいて、特に海外の人が見たときに、これなら大丈夫であるという形にさせていただければ誤解も解けるかなと思います。というのがまず一点でございます。

2点目は、これまた撮影に関する申請書類等のところなのでございますけれども、仄聞しておるには、興行のほうでは結構規制緩和が行われて、今までの実績によって興行主にいろいろな便宜が図られているようになったと聞いておるのでございますけれども、撮影のところでは実態と若干違う可能性が出てくる場所があるかなと思っております。ナンバーで申しますと、4番の申請人の芸能活動上の実績を証する資料というところの6番でございますけれども、受入機関の概要を明らかにする次の資料ということで、例えばということで考えていただきたいのですが、別に弊社ということではないのですが、海外の有名なプロダクションであったり、場合によっては放送局であったり、日本で日本食のドキュメンタリーを撮りに来ると仮定した場合、その中で芸能人は多分芸能をしない。カメラマンなどのいろいろなプロフェッショナルの方はいらっしゃるのかもしれませんが、芸能活動では基本的になくいらっしゃるというのがまず一点あるかなと思っておりますので、この辺はせっかく日本にこれだけの人がいらっしゃっていて、海外に向けて発信する機会が多い中で、どうしても芸能活動というこの縛りを何とか撮影活動などに広げることにはできないのかなというお願いかたがた質問でございます。

もう一つは、受入機関の概要を明らかにするのと同じようなことで、海外の方々に日本

のことをよく知っていらっしゃる、場合によっては日本語を話せる方もいらっしゃって、有名テレビ局であったり、場合によっては国営のテレビ局みたいなのところもあるかもしれませんが、そういうところが日本に来て日本を撮影するときに、そういうところの決算書を持ってこいとか、登記を持ってこいとか、受入れというものがそもそも撮影の場合に存在しない形が、まま生じるわけでごさいます、もちろん日本側でお世話や通訳をしたりするところはあるのかもしれませんが、受入れとお世話はちょっと違いますので、通訳などという世話はあっても、どこかが受け入れて何か興行するという形とは若干異なる形態が撮影の場合には非常に多くございますので、この辺はもう少し興行で規制緩和があったような形で、撮影の部分でも、もっと日本の魅力を海外に伝えるという趣旨からも、何らかの担保は取りつつですけれども、現実には即した方法にならないかなというところでごさいます。

あともう一点は、お世話になったので言うのも心苦しいのですけれども、手前の第3の「商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体等」ということで弊社の場合は配信というのを認めていただいているのですが、レコード、ビデオテープというのは最近使っていないなというのが実際問題の話でありますので、変えろとは申しませんが、例えばデジタルディスクやハードディスク、デジタル媒体、場合によってはクラウドというのも最近使われるようになりましたので、その辺の部分も緩和措置みたいなものがあればうれしいかなと思います。これが大きなかたまりとしての一つでごさいます。

以上が入国管理庁に対しての御質問とコメントでごさいます。

もう一つは警察庁の話で、私も実は自治体に勤めておりましたので、住民の合意が必要であるというのは本当に承知をしております。そんな中で、非常に前向きに考えていただいていることは分かるのですけれども、少し角度を変えて申し上げると、だからこそもう絶対無理であるということを明示していただくというのも必要かなと思っております。これも海外からの目で言うと、海外でできるのだから日本では何でもできるみたいな誤った認識というのがあるのかなと思っております、例えば渋谷のスクランブル交差点とか、公共の場で撮影をやりたいということを海外の物差しで考えている方々が比較的多いなど私も実際に感じております。それが例えば渋谷のスクランブル交差点では、いろいろな交通その他住民に対しての迷惑から考えたら基本的にはできませんということであれば、今、足利市にあるようにそういうセットを造って、足利市はそれでいろいろな撮影誘致をされたり、地元経済も潤っている、前向きにできないことを考えるという非常に間接的な言い方になりますけれども、ここはできませんと言っただけのことによって、撮影隊は地方に行って撮影のセットを組んだり、あるいは東京でできないことを例えば神戸でやらせていただいたり、北九州でやらせていただいたりということも可能ですので、特に海外のロケをされる方々に明示的にできないものはできないと言っただいたほうが、地方の方々にとってもいいのかなと思っておりますので、これも質問というよりはコメントに近いのですけれども、ここで話しさせていただきます。

○内山座長 ありがとうございます。

それでは、質問のほうの入管の方から御返事いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○法務省 入管庁でございます。4つの御質問をいただいたと認識してございます。

まず1点目、ロケハン・シナハンを短期滞在でというところを明記できないかというところの話でございます。これはどこにどういった形で書いていくのかということもございまして、私どものほうで検討させていただければと考えてございます。

2点目、リポーターとかそういう方は芸能活動はあるのだけれども、カメラマンの方などのスタッフの方々の芸能活動上の実績を証する資料というのはないのではないかと話でございますけれども、芸能活動というのはいわゆる芸能人の方だけではなくて、そういった方々の実績も含めて活動という形で私どものほうで使っておるところでございます。大変分かりにくくて申し訳ないのですけれども、そういったメイクの方やカメラマンの方といったスタッフの方の実績があれば、その実績をいただきたいというところでございます。資料の米印のところを芸能人っぽいことを書いておるものがございますから、大変分かりにくいというのはおっしゃるとおりなのかなと考えてございます。

それから3点目、受入機関の概要を明らかにする資料については、そもそも海外の映画会社、ドラマ会社などの方が日本に来られる場合を想定しているのではないのではないかと話でございますが、それはおっしゃるとおりでございます。受入機関がない場合には不要という形になります。

それから4点目は、撮影のところではございませんけれども、ほかの芸能活動を行おうとする場合で商業用のレコード、ビデオテープ、その他記録媒体に録音・録画を行う活動ということで非常に昭和臭がするような形の書きぶりになっておるものがございますけれども、ここは省令上そういった書き方になっておるものがございますのでホームページ上ではそういう形で書いてございますが、おっしゃるとおり今の時代にマッチしていないという部分は非常によく分かるところでございますので、どういったことができるのかということについては、申請者の方が分かりやすいものにしたいとは考えてございます。

以上でございます。

○杉原委員 ありがとうございます。

○内山座長 ありがとうございます。

ちょっと時間が押しておりまして、なおかつ実は警察庁が後ろに予定がありますので、もし松崎委員、押田委員のほうで警察庁向けの質問があれば、先にそれを優先していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○押田委員 例えば、ちょっとこれは外れたのですが、今、杉原委員がおっしゃったことは僕はあまりそう思っていないくて、実は『将軍』という映画がありまして、一話15億と言われていたので150億ぐらいで、おそらく来ていたら日本で今まで出てきた作品の中で一番大きいビッグプロジェクトになったはずであったのですが、結局あれはカナダでやり

ました。結局バーチャルプロダクションであったりセットでやるのであったら、みんな向こうでやるのです。向こうのほうが安いし、言葉も通じるし。

先ほどここは絶対駄目と言ったのは、かつてはあったのです。あれは『TOKYO VICE』という映画で、マイケル・マンが小池知事に直接会って交渉して、渋谷署長に小池都知事が電話してくれて、渋谷の丸山町で撮影させてもらったのですけれども、一時は基本的に渋谷管内から2キロの範囲をコンパスで丸を書いてその中は絶対駄目というふうに、結構昔というか、本当は今でも不文律でそうなのですけれども、歌舞伎町だって基本的には駄目ですし、駄目なルールはあるのです。

今、ここで僕が議論したほうがいいと思うのは、原則駄目であるけれどもこういうルールを守ってくれたらいいよというルールをちゃんと作るということをこの場で話をしなければ、バーチャルプロダクションがどんどん来ても、遠いから絶対に日本には来ませんから、バーチャルプロダクションがある国でやるということになってしまう。なので、やはりみんな思っているのは、僕らもそうですけれども、ローマに行ってイタリアでセットを組むのであったら日本でいいやとなりますね。やはりローマであったらロケをしたい。このロケをどうやってやれるのかというのを考えるときに、警察庁は本当に変わってくれているのです。歌舞伎町で撮影をするときに、警察庁から新宿署のほうに一声掛けていただいたりしたのですが、新宿署は本当に乗ってくれましたけれども、やはりまだまだ現場のほうで動いてくれないとか、そこに行っていないなというのがあるので、できれば例えば道路使用に関してのルールであったり、車両の使い方のルールであったり、こういう場合はちゃんと許可しなくてはいけないという通達を出してほしいと僕は思っています。

以上です。

○内山座長 ありがとうございます。

松崎委員のほうで警察庁に対して何かあれば。

○松崎委員 普段から許認可手続に御協力いただきましてありがとうございます。

私からは、円滑化ということで道路使用許可の申請書が今、1枚ペラでホームページのほうに申請書だけが載っている状況になっていまして、例えば迂回路の地図が必要とか、大規模であったら警備会社が警備計画書というのを何枚も何枚も作成すると思うのです。あと安全対策や台本など、何が必要なのかというリストが今、手元になくて、制作の人たちも何を警察署に出して何をクリアすれば撮影できるのかというのが分からない状況になっているので、必要資料のリストであったり、フォーマットであったり、例えばこういうふうに書いてくださいという例や見本、先ほどお話しされていたと思うのですけれども、ここをクリアすれば撮影できますというのが作っている段階で分かるというシステムがあれば、制作の方々も申請書を作っていくやすいかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○内山座長 ありがとうございます。両方とも御要望ということでお伺いしておきます。

早速ですけれども、意見交換に入りたいと思います。今日、冒頭に事務局から検討課題①から⑤まで提示があったと思いますけれども、この①から⑤まで順を追って御意見を賜っていきたいと思います。

最初に①からやりますけれども、①が終わったところで警察庁の御担当の方は業務の都合で御退室されますので、あらかじめお含みおきいただきたいと思います。

それでは、事務局のほうで画面を出していただければと思いますけれども、まず検討課題①です。今、議論になっております許認可手続ということで、さらに論点として①から④まで、ポツでいうと5つぐらいございます。既にたくさん意見が出ておりますけれども、何かほかに御意見のある方があれば、お知らせいただければと思います。多少また関係省庁に向けての御要望があってもいいかもしれませんが、いかがでございましょうか。

○押田委員 これは行政に対してということですか。

○内山座長 御要望も含めてです。つまり、こういったことに対して現実的にどう解決していくかというアイデアでも結構でございます。

○押田委員 例えばこれは相談ですけれども、さっきの新幹線の問題であったとします。JR東日本はお金を払えばやらせてくれるのですが、例えば駅で撮るときに、通る方々全員の許可を取る、もしくは一人も映さないでくれと言います。これは事実上やるなど言っていることです。なので、例えばそういうことのお考え方、いわゆる海外だとフェアユースのお考え方があるのですけれども、例えば町景を撮ったときにディズニーの看板が映ってもよいのか悪いのか、コカ・コーラの自動販売機があってもよいのか悪いのか、実はこれについて日本は方針を出していないのです。これはすごく問題で、あれを映してもよいのか悪いのかということを僕らがいつも答えられないのです。海外の◎を持つところは、その国の中で処理すればよいのだと言って彼らは勝手に撮って帰っていきますけれども、歩いている人々やデザインです、デザインでいえば建築から何から全部デザインですから、そういうものの、僕がデザインしたTシャツを着て誰かが歩いてもそれは全然オーケーなのであるけれども、ミッキーマウスだけは駄目。この問題をどう考えていったらよいのかというのは、本当に相談なのです。これは僕が文化庁と話すときにいつも言っているのですけれども、誰もいつも答えてくれないという問題なのですけれども、これはやはり向こうに引っ掛かっているのです。渋谷のスクランブル交差点に乃木坂のオーロラビジョンが出てしまっているわけです。それをどう考えるのかということ。

今、日本の撮影ではNetflixなどはそれは街で映ってもよいと。あれは多分彼らのフェアユースのお考え方に則って日本でも行っている、そういう振る舞いをしているという考え方で、これははっきりしているのですけれども、国内のときはテレビ局も含めて相当ナーバスにやっていますから、あれは駄目なのか、これは駄目なのかとなって本当に向こうの人たちはすごくびっくりするのです。

これは相談です。

○内山座長 ありがとうございます。

文化庁は正式メンバーでしたか。いわゆる知的財産権ですので、著作権法等に関わってくる話になってくることがあったかなと思います。これもここで何か解が出る話ではないので、取りあえず御要望として承りたいと思います。

ほかの方で何か検討項目①についてちょっとでも前進させるアイデア、あるいは御意見等があれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。あるいは今日の各省庁からの御発表を受けまして、それでもやはりここはというところがあれば承りたいと思います。

関根委員、お願いいたします。

○関根委員 まず各省庁の皆様、いろいろとコメントいただきまして、どうもありがとうございました。日頃よりいろいろと御対応いただきまして非常に感謝しております。

1点、警察庁の事例で我々のほうで開催をさせていただいております研修におきまして、長年御対応いただいております、そういった中から通達を出していただきまして、各都道府県におきまして、まずはフィルムコミッション、あるいは自治体が相談に来た場合にはしっかりと対応していただくということで、それが着実に根づいておまして、あらゆるところで実際に事前の御相談をさせていただいて撮影が可能になっているということが増えております。

そういったところから、ぜひ各省庁の皆様に関しましても、まず地域のフィルムコミッション又は自治体が相談に行った場合に御対応いただけるといった通達等をできればお出しただけでないか。というのが、フィルムコミッション又は自治体が説明をしに関係者のところにお伺いしたところ、まずフィルムコミッションとは何なのかということをお説明するところから始まっておまして、なかなか許認可について御相談が難しいという状況があります。そういったところから、ぜひそういったフィルムコミッションが相談に行かせていただける各省庁の窓口、あるいはそういった相談をさせていただくときに御対応いただける方の御連絡先を頂戴できればと考えております。

それから、入管庁にお尋ねなのですけれども、今、おっしゃっていただいた内容につきましては、もちろん映画撮影等々につきまして、しっかりと記載がしてあるということなのですけれども、もともとの観点から、興行と同じでよいのかというところは以前から制作の方から話をいただいております。というのが、入管には関係ないのかもしれないのですけれども、こういった興行に関わるビザで入国した場合に、俳優の方々がたとえ映画等々で日本からの出資の中でギャラが払われていないとしても、源泉対象になるということなのです。もちろん自国に帰って源泉義務者がいないので、それは申請をすれば戻ってくるというシステムになっているのですけれども、これが普通に国内で稼いだというところともともとのギャラの部分が外資から出ているのかということとは大きく違うのではないかという御意見をいただいております、また、国内の部分が何%そのギャラの中に入ってくるのかというのもなかなか測れないところがございます、そういったところに関しましては「興行」のビザでよいのかということとはもう一度立ち返って考えなければ

いけないところにあるのか、もしくは、そういったことも考慮していただけるような何か条件をつけていただくということが必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○内山座長 ありがとうございます。基本的には御要望ではありますけれども、もし入管のほうでコメントがあれば承りますが、なければ結構でございます。お願いします。

○法務省 入管庁でございます。

今、お伺いした限りでは、関根委員がおっしゃられたように在留資格上の問題ではないのかなという形で受け止めてございまして、源泉徴収になると、私もあまり詳しくないですけれども、税制上の問題であるということの理解でよろしいのですか。それとも個々の民間の会社の中の扱いがそういう形ということなのですか。

○関根委員 海外のキャストであっても、「興行」ビザをもって国内で芸能活動をしたことにおいては源泉所得が引かれるとお伺いしております。

○法務省 それは海外の会社のほうでということですか。

○関根委員 キャストに対してなので会社であったり個人であったりするかとは思いますが。

○法務省 なるほど。すみません、専門外のところなので、ここでこれがこうだ、こうすれば解決するということは申し上げにくいところではあるのですが、基本的にはおそらく税制なり、あるいは個々の会社の中の、あるいは業界の中の扱いということなのかなと思います。そういうことであるならば、これは在留資格が興行であろうと何であろうと、そこに直接因果関係はないということになるのではないのかなということで理解してございます。

申し訳ございません、解決云々という話ではございませんけれども、私どもからは以上でございます。

○関根委員 ちょっとこちらは調べさせていただいて、また共有させていただきたいと思っております。

○内山座長 ありがとうございます。

松崎委員、お願いいたします。

○松崎委員 国交省から、道路使用許可と占用許可が必要な場合は一本化できると先ほど発表いただいたと思うのですが、これは国道だけの話なのですか。県道などに関してはまた別なのでしょうか。つい最近、道路管理ともお話ししてくださいねということで府警本部から言われまして、これもすべてケース・バイ・ケースになるのですか。どういった場合、どちらにも申請しないといけないよとか、全く道路使用許可だけでよいのかというのが明確になっていないので、発表していることとちょっと矛盾しているなと感じております。

あと、ドローンに関してなのですけれども、市や県などの条例でNGの場所が多いのですけれども、こちらにも公園などをリスト化されていたりというのはあるのでしょうか。こちらにも具体的に言うと、この前、御堂筋の上にドローンを飛ばした業者があったり、操縦

者の方はどこでも上げられるという意識の方がまだ多くて、ルールが全く分かっていない方がいらっしゃるので、条例でNGの場所や上げられないところの周知というのはまだまだ徹底していかないといけないのかなとは思っています。

○内山座長 ありがとうございます。

国交省のほうで何かありますか。

○国土交通省 道路局から道路使用許可、道路占用許可の一括申請の関係について御説明させていただきます。もし補足があれば、警察庁からお願いします。

まず、道路使用許可と道路占用許可はそれぞれ法の許可の制度の目的が異なっているところがございます。道路占用許可につきまして言うと、道路に物を置くということがまさに道路を普通に歩いている人との関係で問題になり得る場合があるとか、すごく重たい物を置いた結果として道路の舗装が剥げてしまって車が走れなくなるなどのことになってしまうと問題ですので、道路管理者が現場の交通の状況、道路の状況等を踏まえて判断をさせていただいているという制度でございます。個別の道路における交通の安全と円滑の確保という観点から行っている使用許可とは許認可の目的が異なるものと考えております。

その上で、一方で道路に物を置くということによって生じる部分というのは、多々影響があると考えておりますので、使用許可と占用許可という両方の許可、要は両方問題ないよねということを確認させていただくということが必要になる場合がございます。そのような場合の行政手続として、申請等については窓口を一本化させていただいて、どちらか片一方から両方の申請を出していただくことは可能であるということになっているところでございます。

他方で、具体的にどういったものを置くかといったものについては、ここなら駄目だけれどもここならよいかもしれないみたいなことが個々の道路によって異なる場合が多々あるかと思っておりますので、あらかじめ事前相談等をしていただくと、実際の審査の際にスムーズに許可が出せるということになっておりまして、大阪府警がどういう趣旨で言われたのか分かりませんが、おそらくそういう観点から大阪府警のほうでは道路管理者のほうにも相談してくださいと言われたのではないかなと思います。

○国土交通省 ドローンに関してでございますが、地方公共団体等で定めている条例に基づく飛行禁止エリアについては、ドローンを飛行する際にリスクが高いものについては許可・承認を取得していただく必要がございます。そちらを申請いただく際にドローン情報基盤システム（DIPS）というシステムを使っていただくことになりますのですけれども、そのシステム内で広く公表させていただいているところでございます。

委員御指摘の点もございましたので、我々はドローンの制度周知というところに普段力を入れているつもりではおりますが、いただいた御意見も踏まえて、更なる周知活動に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○内山座長 ありがとうございます。

引っ張って申し訳なかったのですけれども、もし警察庁のほうで何か追加コメントがあれば承りたいと思います。

○警察庁 警察庁でございます。

すみません、業務の都合でこれで失礼させていただければと思うのですが、まず、今の話の前にありました、特定の場所について絶対無理であるというところがあれば明示してほしいとか、逆にこういう条件を満たせばオーケーであるということを明示してほしいという2つの御意見がありました。御趣旨はどちらともよく理解をさせていただいているつもりでございます。

他方で、特定の場所について絶対できないとか、こういう条件がそろえば絶対にできるということを示すのは、日時やどのぐらい人通りがあるかということにもよるので、そういうものをあらかじめお示しするということはなかなか難しいのかなとは思いますが、どうということだったらできるのかということをごちらのほうでも考えさせていただければと思っております。

あと、添付書類を明示してほしいという話もありましたが、これにつきましてもどういうものであったらできるのかということを検討させていただければと思います。

本日はありがとうございました。

○内山座長 ちょっと延長してしまいまして申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

○警察庁 ありがとうございました。

○内山座長 それでは、ちょっと押しておりますので、次の検討課題②にまいりたいと思います。②は窓口のいわば一本化という話に尽きるのですけれども、これは関根委員にまず感想をお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○関根委員 ありがとうございます。

まず、制作の方から言われる窓口の一本化というところに関しましては、我々は海外の窓口として問合せを多くいただいておりますけれども、その先の話が多いかなと認識しておりまして、関係省庁につながるところの窓口がないとおっしゃられる方が多いかなという印象を受けております。

そんな中で、内閣府がもうかれこれ5年以上いろいろな対策を取っていただいておりますので、現状としては、まず我々としては知財事務局さんに御相談をさせていただいて、そこから関係省庁の方におつなぎいただくということさせていただいたり、あるいは数年前になりますけれども、一緒に環境省のほうへ御同席いただいておりますので、いずれにしても本来のそういった業務を持ち合わせていらっしやらないと思いますので、その部分が非常に必要なのではないかなと感じております。

先ほど押田委員もおっしゃっておりましたけれども、全部を一つの窓口でというのは非常に難しいのではないかと考えておりまして、そういった中で関係の部署が集まってそう

いった協議ができる場所を設置していただくことによって、よりそういった窓口に近いものが提供できるのではないかなと感じております。

以上でございます。

○内山座長 ありがとうございます。

今、ちょうど画面共有しているところで1点だけ追加で御質問させていただきたいのは、必要な手数料等の徴収については、どのように考えるべきかというところで御意見いただければと思います。

○関根委員 行政業務に関しましても、手数料を取っていらっしゃるところはもちろんあると思いますので、そういった必要な手数料は必要かと思っておりますけれども、ただ、我々はNPO法人ではございますが、各地域のフィルムコミッションにおきましては自治体が運営しているところが多くございまして、そういったところが仮に範囲を超えて、要はコーディネーター的な業務をさせていただくということはちょっとあり得ないかなと感じてございまして、それは民業圧迫にもつながると思っておりますし、それよりはそういった制作の方々がしっかりと申請をしていただく際におきまして、窓口で例えば書類のチェックや相談といったことをすることについて、必要に応じた経費というのは追加してもいいのかなとは感じておりますけれども、それも他国の事例を鑑みてというふうには感じております。

○内山座長 ありがとうございます。

同じくFCである松崎さんからも御意見をもらってもいいですか。

○松崎委員 今、おっしゃっていた手数料に関しては取れないというフィルムコミッションも多いと思うのです、財布がないので入れるところがないということもあつたりします。あと、手数料を取ることで撮影が何でもできると間違ってしまうということも出てくるかと思っております。あと、フィルムコミッションというのは本当に少人数でやっていますので、一つの作品に対してどこまで対応できるのかというのがちょっと心配なところではあります。

海外のチームが来たときに、制作会社を経由して相談に来ることがやはり多いのですけれども、まだまだ日本の対応できる制作会社を発見できないという相談もあつたりしますので、そういうリスト化というのは、国としてなのか、FCとしてなのか分かりませんが、持っておいたほうがいいのかというところではあります。

そういう対応のできる制作会社というのは基本は東京都内で法人格を持っていらっしゃる人が多いので、東京都内で担当ができるのか、地方で対応ができるのか、その辺も細かくリスト化して海外の制作の方にお渡しできればいいのかなどは思います。それをどこがやるかです。

○内山座長 分かりました。ありがとうございます。

荻原座長代理、手を挙げていらっしゃるのです。

○荻原座長代理 荻原です。

今の行政手続の代行の関係ですと、御存知のとおり有償で行政手続を代行するという場

合であると、行政書士法の関係などもございまして、例えばロケの場合に、何か例外的に行政書士ではなくても有償でできるような制度があればよいのですけれども、今のところないという認識なので、ちょっとその辺りはコンプライアンス上気を付けなくてはならない点であると思っています。

もちろんフィルムコミッションは当然のことながら公共的な立場で設立されている団体でございますので、そういう意味での有償サービスというの、実費の請求との絡みでどうするかというのは一つの大きな課題であると理解しております。

以上です。

○内山座長 ありがとうございます。

検討課題③にまいります。先ほど経済産業省のほうから新しい制度のブラッシュアップの話も出ましたけれども、これに関して何か御意見がある方があれば承りたいと思いたしますが、いかがでございましょう。これで単年度主義の限界が突破できるかどうかという話があるかもしれません。

押田委員、お願いします。

○押田委員 前の内閣府の調査事業よりは大分要件が緩和されて、それは僕らみたいなインディペンデントの映画を作っているところは大変ありがたいなと思っています。

一つ、複数年のときで単年度予算でやるというのは非常によく分かるので、それは日本の公金を使う場合のほとんどの場合がそうなので、これを例えば3月をまたぐときにAとBで出させてもらって、最大10億円出るというのがAとBで両方とも審査に通ったら20億出るのかということではなくて、一つの審査で2つの案件を助成事業として受けていただくみたいなシステムというのは作れないのですか。

○内山座長 経済産業省のほうに振りますか。経産省、いかがでしょう。

○経済産業省 御質問ありがとうございます。経済産業省コンテンツ産業課でございます。

今のお話ですけれども、後段の一回の審査で複数年度分をまとめて審査するという部分は、単年度主義の原則からすると非常に難しいなというところは実際ございます。

一方で、前段の話でこういうことがあり得るかどうかというのでちょっとあるかなと思ったのは、例えば複数年度にわたる撮影を日本国内で2年にわたってやるといったときに、今年度については今年度の予算で御申請をいただき、切り分けて来年度かかる費用については改めて来年度御申請をいただくと。最終的には2年にわたってそれぞれ外部審査委員会の御判断で、認められるかどうかというのは分かりませんが、そういう形での御申請というのはあり得るのかなとは思いました。それぞれ単年度で完結しますので、それぞれの判断かなと思います。

○押田委員 そうなのです、今、僕が言ったのはそういうことで、両方とも申請するので。ただ、そうすると、みんなビジネスで来ていますから、こちらは10億、こちらは10億で20億もらえるのかと必ずなると思うのです。同じ作品で2つ申請する場合は、例えば上限はこうなるよというふうにするとか、分からないですけれども、そのような仕組み

で両方とも一遍にするというのは近くなってしまうのですけれども、例えば後半のほうが落ちてしまった場合は前年度のほうにその対応の額が変動できるのかどうかとか、それは後半のほうが決まる時期にもよると思うのですけれども、ちょっとそんなことを考えていただけると、非常に向こうの人たちから相談されたときに話しやすいというか。

○経済産業省 ありがとうございます。経済産業省でございます。

御趣旨は非常によく分かりました。そういう意味では、1年目10億、2年目10億で20億というのが本当によいのかどうかとか、同じ作品で2年間にわたって申請するといったときにどういう取扱いを2年目にするのかといったところも含めて、この制度は始まったばかりでもありますし、実際に具体的な御相談でどういうものが出てくるかもよく見ながら、全体の制約はあるものの、どういう考え方を示せるかも含めて検討してまいりたいと思います。よく産業界とも御議論しながら、使い勝手をよくするという観点でどこまで我々として考え方を示せるのかといったところは継続して検討していきたいと思っております。

○内山座長 ありがとうございます。

○押田委員 パーセントが本当にべらぼうに高いですから、アメリカもヨーロッパもこれはみんな気にしています。

○経済産業省 ありがとうございます。

2分の1の補助率というのは非常に高いのですけれども、一応上限額10億円というバーはございます。

以上です。

○内山座長 どうもありがとうございます。

それでは、検討課題④にまいりたいと思います。スタジオ、あるいは撮影拠点という話になりますけれども、その整備に関してということでございます。これは富山委員、あるいは群馬県のほうに御意見をいただきたいなと思っておりますけれども、いかがでございましょう。

○富山委員 では、富山から申し上げます。

その前に今のインセンティブの話で、年度制のことなのですけれども、よい話が出たなと思うのですが、大きい作品で年度をまたいで時間をかけて撮っている場合は、2年間それぞれの年度からもらうということが可能になるのであれば、大きいと思いました。

スタジオのことなのですけれども、今日、資料をまとめていただいて、何しろ本当に全体としてスタジオが足りないと改めて僕も見ながら思ったのですけれども、もともとスタジオは稼働率が100%でも儲からないものですから、日本の映画界の拠点作りをするという意味では国の大きな後押しが欲しい。具体的にはそこに海外の作品が入ってくる際のインセンティブが手厚く用意されるとよいと思うのです。ロケもセットも、そしてポストプロも使いましたという作品に対して、全体の支援率が上がる仕組みにしてロケから仕上げまでの一気通貫を目指すというのが大前提であると思うのです。かなり大きい規模の敷地

が必要になると思いますが、全体としては湾岸の中にある、アクセスのよい場所にあるということが大切だと思います。そこには制作プロダクションや各職能の団体、組合、JFCも集積される場所になっていくとよいなと思っています。

実際にそういうことを誰が手を挙げてやるのかということであれば、やはり主体性を持って日本の映画界を担うという意識で映連のみなさんに検討してもらうのが一番ふさわしいことではないか。日本映画界を未来に向けて大発展させるための大事業という考え方で推進してもらえると、将来に向かってよいと思っています。

○内山座長 ありがとうございます。

群馬県、いかがでございましょう。何か一言あれば。

○群馬県庁 ありがとうございます。群馬県の取組を時間もないので簡単に少しお話しさせていただければと思います。

群馬県では、山本一太知事の強力なイニシアチブの下、映画やドラマ、アニメなどの映像産業の振興に力を入れております。その一環として、Gメッセ群馬というコンベンション施設があるのですが、こちらの一部を映画・ドラマの撮影スタジオとして使えるように整備を進めております。具体的に、大きさで言いますと、屋内展示ホールが1万平米あります。それを3分割できるので、そのうちの3分の1を映画撮影の専用に使えないかということで今、考えておまして、まず手始めにグリーンバックとブルーバックを3分の1の面積に3面張れるように整備しました。そのほか、屋外展示場も2万平米ありますので、そこでカーアクションなどもできるような拠点になっております。

そのほか、もともとコンベンションホールなので、大小様々な会議室などがたくさんありますので、控室やメイクルームといった形で使えるようにもなっておりますので、このGメッセ群馬という施設を撮影の一大拠点にしていきたいと今、群馬県では整備を進めているところでございます。

以上です。

○内山座長 どうもありがとうございます。

本当に時間が押してしまっていて、次の検討課題⑤にまいりたいと思います。実は今日の2時間の議論でもかなりいろいろなことが、こういったことを白黒つけてくれという形で出てきたと思います。最後に皆様方にお伺いしたいのは、今、この論点に書いてあること以外にもガイドライン等に織り込むべき、あるいは記載があったほうがよい項目があれば、ぜひ御意見として承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。どなたでも大丈夫です。

○押田委員 これは書き込みたいことの量が多過ぎて、今しゃべると5時間ぐらいかかってしまいます。

○内山座長 この会議後にメール等で事務局にお知らせいただいてももちろん結構でございます。

では、関根委員、お願いします。

○関根委員 ありがとうございます。

簡単にこのガイドラインを作成したときにどの部分を英語化するのかというところで話をしましたが、結局一枚物の本当にまとめたものをお作りになられたということで、このガイドラインについては英語版がないというところなのですけれども、押田委員がおっしゃるとおりこれは量が多いので、全部を英語化する必要はないかと思うのですが、特に文化やスタッフのマナーであったりといったところの理解を求める部分に関しては早めに英語版を作成して、広く世界に発信していく必要があるのかなと思っております。やはりある程度お互いに譲歩して理解し合う必要があると思いますので、いくら規制緩和が進んだといえど、必ず日本で撮影を行う場合にはある程度日本の文化に関して御理解いただく必要があると思いますので、その部分は早めに着手したほうがよいのではないかと感じております。

以上でございます。

○内山座長 ありがとうございます。

荻原座長代理、お願いします。

○荻原座長代理 荻原でございます。

私の立場はどちらかというと有識者という中立的な立場ということでして、その観点からまとめも含めて申し上げたいと思いますが、ガイドラインというのは私としては中立的な立場の非常に重要な文書であると思っておりまして、職業柄そんなに量が多いとは思っていないので、多分アメリカ人の弁護士などにすれば英語にしても全然まだすかすかぐらいだと思うので、量はあまり気にしなくてもよいのかなと。

中立的な立場で今日の議論を聞きましても、許認可の勧奨をされている各省庁と制作サイドでは利害が非常にぶつかっているところでありまして、そういった利害調整の場がこういうところに設定されているというのは、ロケの今回の進行においては非常に重要な意義を持っておると思います。

今回のロケの問題というのは、前から申し上げているとおり、いわゆる映像制作における、特に世界に通じるインフラの整備であるということはこの間から申し上げているとおりでして、その観点から見たときに、このガイドラインを例えば英語に訳したらどう伝わるのかと考えたときには、まだガイドラインというよりはむしろ日本におけるロケ撮影の現場の課題や各プレイヤーがどういう課題を持って役割をこうすべきではないかというところの現状を示している状況かなと思っておりまして、そういう意味でも日本における現状を伝えるという意味では有意義かなと思ってます。

ただ、今回のこういった議論を含めて、例えばこのガイドラインも従前やっていた連絡会議での議論の成果がここにまさに出ているところがございますので、その後、また今回のこういった有識者会議でまたいろいろとばちばちやりましたが、議論も深まっているところでして、その成果も踏まえて反映して入れていく。

先ほど内山座長から、これにないところで指摘があるかという投げかけもございました

が、逆に私は今日の議論を見て、この中にある、例えば今日の検討課題の5つの部分をも少し有機的に結びつけて、それをガイドラインに反映できないかなど。場合によってはちょっと御相談させていただいて試案みたいなものを作っても構いませんが、例えばこれも先ほどの国際的に通用するインフラ整備という観点では、大型のロケというのは一つのカテゴリーとしては重要であると思っていて、そこでの許認可の在り方や、インセンティブもおそらくつくだろうし、それからそこにスタジオというのが出てくると思うので、そうすると、そういったことを含めて一つの有機的な形で結びつけて、日本における現状はこうだということを示せるのかなどと思っておりますので、ぜひこのガイドラインというのは英語化を含めて毎回こういった議論をした成果を踏まえて世界に発信するツールにするということがひとつ重要であると思っております。

それに付随して、例えばどうしても映画関係者だとフィルムコミッションがどうだというのはみんな見えていますので、そこでの役割付けというのはもう少し明確に、情報共有、利害調整のハブであるところに書いておりますが、もう少し具体的にそこを各官庁も含めてオーソライズドな形で入れるといいかなどと思っておりますので、このガイドラインをより充実化させて、かつ、英語にして海外に発信するということは今後の課題かなど中立的な立場では思っております。

以上です。

○内山座長 どうもありがとうございます。

今日はこれでほとんどもう時間がないのですけれども、まだ御発言されていない大塚委員や榎田委員、何か一言あれば、承って一回閉じたいと思っておりますが、いかがでございましょう。

では、大塚委員、まずお願いします。

○大塚委員 ありがとうございます。

省庁の方々には中間勧奨的な立場ではあるかなど思うのですが、まさにこのガイドラインが一つのエビデンスとなることが今後の事例、また、規制緩和につながるのかなどと思っておりますので、ぜひ実現させていただければと思います。

以上です。

○内山座長 ありがとうございます。

榎田委員、お願いします。

○榎田委員 まず、皆さんからの御説明、ありがとうございます。

以前の印象では、どちらかという国内でのロケに関しましてはネガティブな印象が結構強かったのですけれども、かなり状況がよい方向に変わってきているなということは認識できました。

それと、課題にありました海外からの窓口という話ですけれども、窓口の定義は何なのか、責任問題は何か、ロール・アンド・レスポンスビリティに関してもっと明確にする必要があるであろうなと思っております。例えばタイでしたら、一つの窓口がちゃんとある。

オーストラリアにも窓口がありますけれども、違う形態になっていて、違う構成メンバーになっていますので、日本の場合はどういったものがよくて、それが一番海外の視点から見ても正しいのかというか、一番ふさわしく感じてもらえるのかといったことは必要かなと思いました。

あと、インセンティブ制度とスタジオ整備に関しましては、完璧に一緒ではないですけども結構連動性が高いものですので、そこもちゃんと考えていかななくてはいけないなど感じております。

以上です。

○内山座長 どうもありがとうございます。

これで時間的がまいりましたが、一言だけ座長として言わせてください。

基本的にこういったロケ誘致は、いわば映像撮影隊におけるインバウンドを生み出したという思いが強いわけです。それに伴う波及効果が大きいわけなので、インバウンドにつながるよという思いが非常にあるわけなので、そのための手段としてこのガイドラインという方策が考えられています。

ガイドラインは分からない人を分かるようにしてあげるとというのが基本的なスタンスであって、ガイドラインを読んでますます分からなくなってしまったというのは非常にまずい話で、そういう意味においては、これはできて、これができなくて、これはグレーだよという白・黒・グレーという線引きを明確にしておく必要があるかと思えます。そういう意味で今回、関係省庁サイドから出てきた話はなかなか白・黒・グレーの線引きが難しいという話もありました。一方で、民間サイドのほうは実績的に結構黒が多いじゃんという話もたくさんありました。なかなかそれを明文化したルールにするのは現状難しいのかもしれないけれども、実績として黒なら黒、白なら白、あるいはこの辺は工夫次第、いわばグレー、その辺の白・黒・グレーを付けながら見せていく、それはあくまで事例であってルールではないよという見せ方はガイドラインとしてはあるのではないかなと思った次第でございます。

一旦これで事務局にお返ししたいと思います。

○佐野事務局次長 事務局でございます。御議論いただきましてありがとうございます。いただいた御意見を踏まえて、一時的なアウトプットとしてはガイドラインという形で落とし込んでいきたいと思えます。

いただいた意見を踏まえると、完全な実務面だけのマニュアル的なものだけではなくて、それこそスタジオの整備等々も含めた、ある種ビジョン的な、プリンシパル的なものも盛り込んだガイドラインということになるのかもしれないけれども、次回に向けまして、このガイドラインに盛り込むべきところを整理していきたいと思っております。

それから、御議論いただいた事務局の資料1の検討課題①の許認可手続のところでございますけれども、下のほうで書いてあるように、個別の条件をあらかじめ明確化することは難しいと思えますけれども、一定の作品に絞った上で伴走型でサポートしていくという

ことは実務面ではあるのかなというところと、これはガイドラインの中でということであると思いますけれども、特に要望が高い箇所については、条件を示すというよりは過去の実績としてはこういうものがあって、かつ、こういうところが特に留意点としてあるといったことが示せばよいのかなと思っております。

次回は3月28日を予定しておりますので、ここに向けて一定の中間的なまとめをしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

連絡事項は以上でございます。

○内山座長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の会議をこれにて終了いたしたいと思ひます。御多忙のところ、どうもありがとうございました。